

全国一般 闘争情報

131
2007.5.15

東京都千代田区
六番町 1
TEL 03-3263-0441
FAX 03-3263-0936

「改憲手続きである国民投票法」の成立強行に対する抗議声明

5月14日、自公両党は、「改憲手続き法案（いわゆる国民投票法案）」を参議院本会議において採決し、同法案の成立を強行するという暴挙に出た。これに強い怒りを持って抗議する。

国民投票法案は、国権の最高法規である憲法をどうするかに関わる重要な手続法である。どの法にもまして憲法の理念に立脚し、基本的人権の尊重や主権在民の原則に沿うものでなければならない。にもかかわらず、十分な審議をつくさず、国民にもしっかりと説明をしないままに国民無視、国民不在のままに数の力で押し切ったことは許されるものではない。結果については、自民、公明など賛成が122票、反対は民主、社民、共産、国民新党など99票となった。

国民主権と言いながら、これまで憲法を変えるための手続法がなかったのは、その時々政権・権力者がころころと変わるたびに大事な憲法が変えられることがあってはならないからである。それが、国民投票法が成立し、安倍首相のもとで、教育基本法の改悪、日米安保体制を踏み越えた日米軍事同盟体制づくりや過去の侵略戦争での“従軍慰安婦”や“集団自決”の事実の否定・隠蔽、集団的自衛権の行使にまで踏み切ろうとするなど、戦争のできる国づくりが一段と加速されるなかで、いま憲法と平和が最大の危機となった。

こうしたなかであって、われわれは憲法の理念に反する改憲手続き法案の採決強行に断固として反対し、採決を撤回することを強く求めるとともに、憲法改悪に反対し、平和と民主主義を守るために全力を上げていくことを、全組合員に訴える。

2007年5月15日
自治労全国一般評議会